広島県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十四年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

一般国道

二　路線名

四三三号

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
廿日市市上平良字大原九一四番三地先から廿日市市上平良字大原九四六番四地先まで	旧	一〇・〇〇～二一・八〇	五七・〇〇	
	新	一二・〇〇～二一・八〇	五七・〇〇	拡幅県道廿日市環状線と重複